

ひょうご青少年社会貢献活動認定事業実施要綱

(目的)

第1条

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）が承認した、ひょうご青少年社会貢献事業（以下「承認事業」という。）に参加し、修了した青少年の活動実績を公的に認定することにより、「社会の担い手」としての意識の高い青少年の育成を図るとともに、青少年団体等の充実・活性化を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 承認事業への承認基準は次の要件を満たすこととする。

- (1) 社会福祉の増進に寄与し、社会貢献を実体験できるものであること
- (2) 青少年の人格形成に役立つものであること
- (3) 10回以上の参加機会（企画・準備・実施・振り返り等）があり、一過性でないこと
- (4) 参加する青少年に責任のある役割が与えられ、主体的に参加できること
- (5) 青少年の活動状況等に対してのフィードバックが可能であること

(対象者の範囲)

第3条 承認事業の対象者の範囲は、原則として、県内在住又は在学・在勤の15歳（中学生を除く）から30歳までとする。

(実施主体)

第4条 承認事業の実施主体は次の要件を満たす団体とする。

- (1) 原則として、法人格又は総会の運営や多数決が行われるなど権利能力なき社団の要件を備えていること。
- (2) 県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 団体発足後3年以上の活動実績を有すること。
- (5) 政治的若しくは宗教的活動を行う団体又は営利団体又は暴力団その他の反社会的活動を行う団体でないこと。
- (6) 青少年が主体的に社会貢献に取り組めるよう、次世代の人材育成についてビジョンをもって取り組む団体であること。

(事業計画書等の提出)

第5条 承認事業の実施主体は、ひょうご青少年社会貢献事業申請書兼事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画書等」という。）を公益財団法人兵庫県青少年本部理事長（以下「理事長」という。）へ提出する。

(事業の承認)

第6条 理事長は、前条の事業計画書等を審査し承認した場合には、ひょうご青少年社会貢献事業承認通知（様式第2号）により当該事業の実施主体に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項により承認する場合は、ひょうご青少年社会貢献活動認定事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りではない。
- 3 理事長は、前項ただし書きの規定により推進委員会の意見を聴かないで承認したときは、次の推進委員会に報告しなければならない。

(対象者へのフィードバック)

第7条 承認事業の実施主体は、対象者に対して、次のとおり振り返りシート(様式第3号)によりフィードバックを行う。

- (1) 対象者は、承認事業への参加後に、振り返りシートにより参加した承認事業について振り返りを行う。
- (2) 承認事業の実施主体は、承認事業の終了後、振り返りシートに加筆し交付することで、対象者に対し、達成感をもたせるためのフィードバックを行う。

(修了基準)

第8条 対象者の修了基準は次のとおりとする。

- (1) 8回以上事業に参加すること。
- (2) 事業終了後、振り返りシート(様式3号)を承認事業の実施団体に提出すること。
- (3) 対象者としてふさわしくない態度やひょうご青少年社会貢献活動認定事業(以下「認定事業」という。)の趣旨に沿わない行為等があった場合には、修了を認めないことがある。

(修了報告)

第9条 承認事業の実施主体は、当該承認事業が終了した場合には、直ちにひょうご青少年社会貢献事業修了者報告書(様式第4号)に振り返りシート(様式3号)の写しを添付のうえ、理事長に報告する。

(認定証の交付)

第10条 理事長は、前条に基づき、修了基準を満たした対象者には、ひょうご青少年社会貢献事業認定証(様式第5号)を交付する。

(参加証等の交付)

第11条 青少年本部は、別途定めるひょうご子ども体験活動参加証交付要領に基づき、体験活動事業に参加した子ども(中学生以下)には、ひょうご子ども体験活動参加証等を交付する。

(事業の周知)

第12条 青少年本部は、認定事業の趣旨及び承認事業や対象者の活動内容を青少年団体や大学等をはじめ広く県民に周知する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、認定事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。